

集合監督方式による丁寧な指導（以下「労働条件集合監督」という。）を実施するものである。

2 監督指導の重点事項及び重点対象等

(1) 監督指導の重点事項

本監督は、集合監督方式によることから、

(2) 重点対象等

3 具体的な方法

(1) 実施方法

ア 本監督は集合監督方式により実施すること。

集団指導を実施するよう配慮すること（別添「参考資料」参照）。

イ 監督対象事業場に対しては、上記アの実施方法に応じた来署通知を発出することとし、当該通知においては、就業規則、時間外労働・休日労働協定等の書類、賃金台帳等重点事項の調査に必要な資料を持参することを明記するとともに、自主点検表を同封し、自主点検を実施した上でその結果を持参するよう併せて記載すること。

ウ

エ

(2) 措置要領等

ア 法違反に対し是正勧告を行う場合には、所定の是正勧告書を用いるものであるが、効率的に実施する観点から、重点事項に係る法違反については、一般の是正勧告書の違反事項欄に「続紙のとおり」等と記載した上で、別途示す専用の是正勧告書続紙（労働条件集合監督専用：昭和39年4月20日付け基発秘第5号「監督業務運営要領の改善について」の記の第3の1により、監督様式と定められた様式第2の2号にあらかじめ重点事項に係る法違反事項を記載したもので、該当する法条項等にレ印を記入する。）を添付の上交付すること。

イ 70号通達の記の第2の1(2)労働時間管理の適正化、同(3)口過重労働防止措置の徹底及び安全衛生基準に係る事項は、

ウ 本監督に係る監督復命書を労働基準行政情報システムに入力する際には、監督復命書画面の「監督結果情報1」タブ画面の「特別監督対象1」欄から「労働条件集合監督」を選択し、入力すること。

(3) 来署しない事業場への対応

4 留意すべき事項

(1) 労働条件集合監督の要否

本監督は監督手法の一つであり、

(2) 計画的な取組

ア

[Redacted]
イ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(3) 所要業務量等

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

労働条件集合監督

集団指導後に集合監督を行うこととした場合

